参考資料

1　計画の位置づけ

(1)　策定根拠

これまで別々に策定していた「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を今回より一体的な計画として策定します。

①市町村障害者計画（現：神戸市障がい者保健福祉計画 2020）

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

障害者基本法（抜粋）

第11条第３項　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第６項　市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第36条第4項（※）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその件を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（※第36条第4項の合議制の機関：神戸市障害者施策推進協議会）

②市町村障害福祉計画（現：第５期神戸市障がい福祉計画）

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

障害者総合支援法（抜粋）

第87条　厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。　［２～６略］

第88条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。　［４～５略］

６　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

③市町村障害児福祉計画（現：第１期神戸市障がい児福祉計画）

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

児童福祉法（抜粋）

第33条の19　厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。　［２～６ 略］

第33条の20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。　［２～５略］

６　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

参考資料

(2)　国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第１項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

（令和２年５月に告示された基本指針の主な内容は、別紙のとおりです）

(3)　計画期間

次期「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和３年度から令和８年度までの６年間の計画とし、前半３か年を「第６期神戸市障がい福祉計画」及び「第２期神戸市障がい児福祉計画」、後半３か年を「第７期神戸市障がい福祉計画」及び「第３期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。

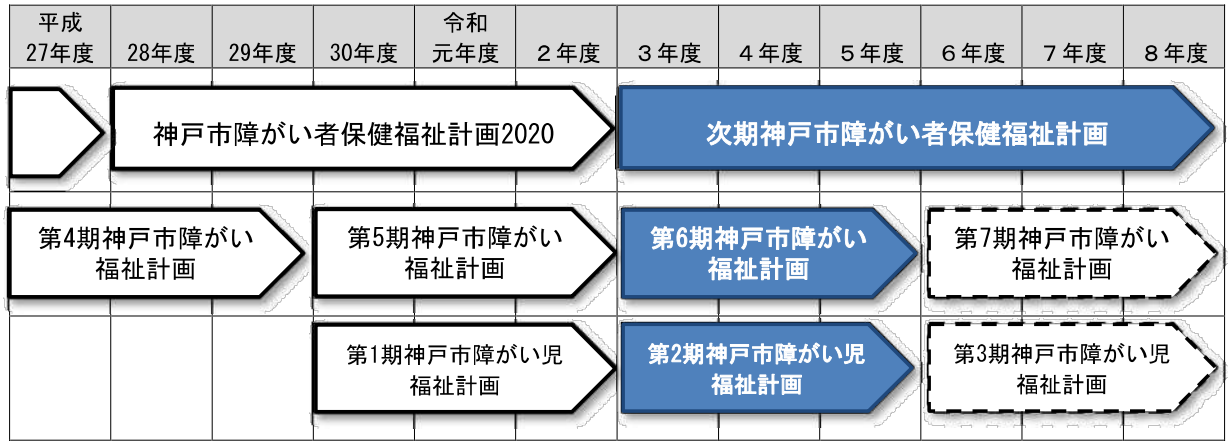

参考資料

2　計画策定の方法等について

（1）　神戸市における計画の策定にあたって

①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。

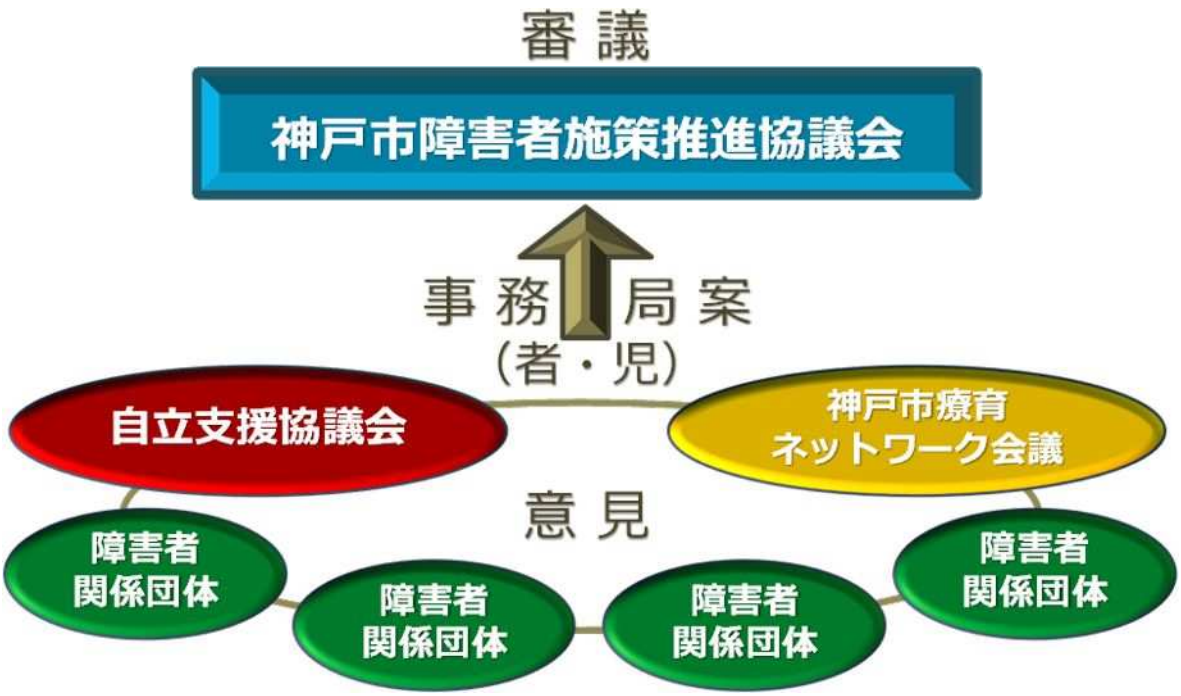

参考資料

②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

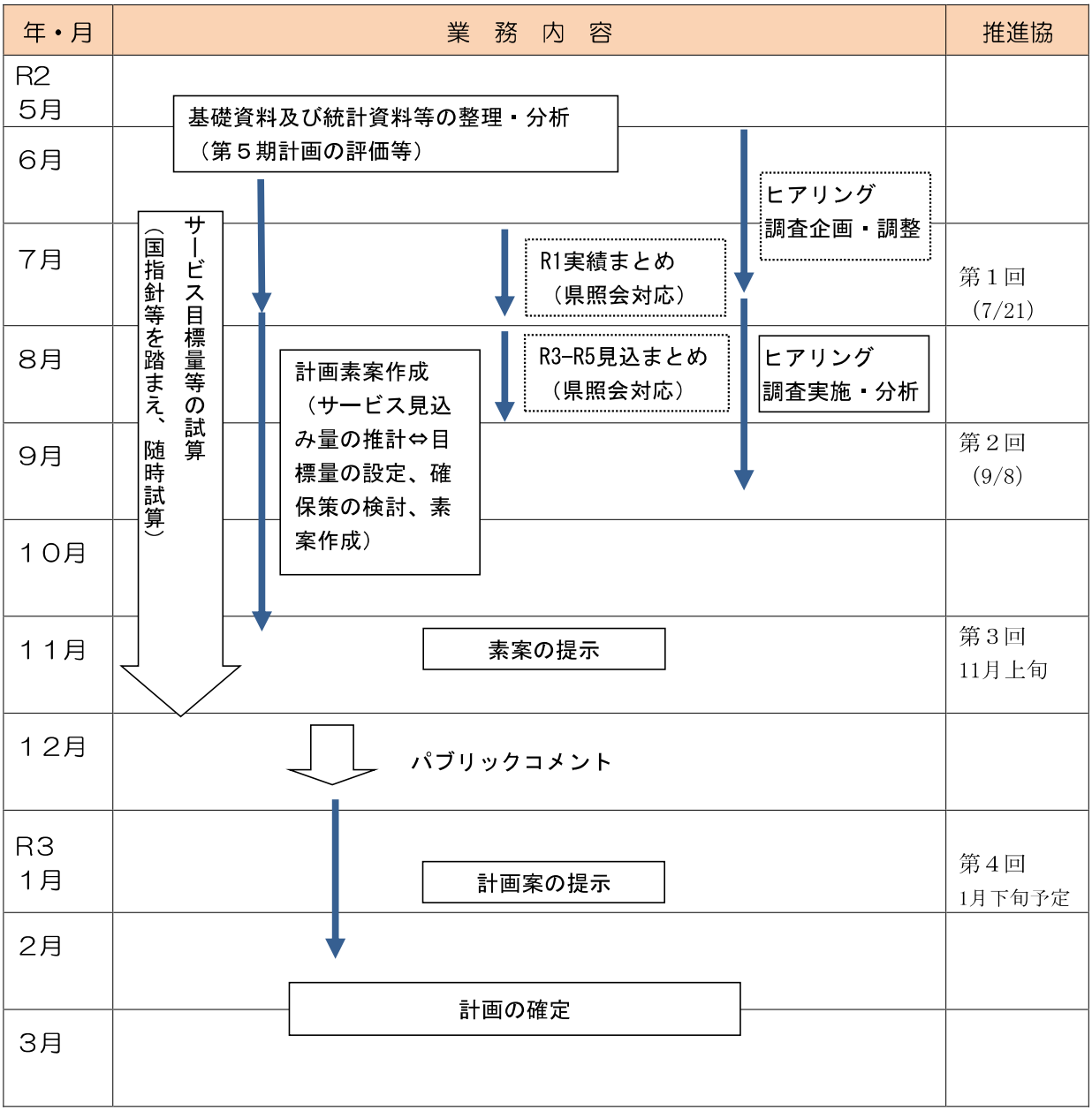

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6％以上
- 施設入所者数：R元年度末の1．6％以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
  316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
- 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に
  （H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- 退院率：3ヵ月後　69％以上、6ヵ月後　86％以上、1年後　92％以上
  （H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：　R元年度の1．27倍
  うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新）

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築